



桑名市と社会福祉法人明健福祉会との 桑名市公私連携型保育所の 設置及び運営に関する協定

令和6年11月6日

桑名市 社会福祉法人明健福祉会

1. 事業の経緯
2. 移管先法人候補者の選定
3. 移管先法人候補者の提案内容
4. 公私連携型保育所制度の活用
5. 協定内容

1. 事業の経緯

◎公共施設の再編について（就学前施設）

- 子どもたちや現場で働く保育士の保育環境の向上を図るためには、公共施設マネジメントの観点や公民連携手法の導入等も勘案しながら、新たなサービスの提供や安心・安全な保育環境整備を図る必要がある。

（桑名駅周辺エリア）

- 厚生館保育所については、桑名駅に近く、交通の利便性が高いことから、保護者からの入所希望の多い保育所であるが、**施設の老朽化という喫緊の課題がある。**

◎人口減少対策について

- 市の玄関口である桑名駅周辺エリアにおいて、保育環境の充実、子育てしやすい環境を整えることにより、子育て世代の定着環境整備を推進する。

1. 事業の経緯

1

保育環境や市民サービスの向上に
資する事業提案を募集

2

民間ノウハウを活かした
厚生館保育所の再整備

3

市と民間事業者との連携による
「公私連携型保育所」として運営

2. 移管先法人候補者の選定

桑名駅周辺エリアにおける保育環境向上事業公募型プロポーザルにより、「社会福祉法人 明健福社会」を移管先法人候補者として選定

項目	内容
第1回選定委員会	令和6年4月8日（月） 委員の委嘱、委員長の選任 プロポーザル募集要項等の審議・策定
募集要項等の公表	令和6年4月12日（金）
現地見学会	令和6年4月21日（日）
競争的対話	令和6年5月13日（月）～5月17日（金）
応募書類受付期間	令和6年5月20日（月）～6月17日（月）
第2回選定委員会	令和6年6月24日（月） ヒアリング審査を行い、移管先法人候補者の決定

3. 移管先法人候補者の提案内容

子育て・市民生活をより良くする 多機能社会福祉施設群

厚生館保育所の再整備及び保育サービスの向上

子育てサービス

● 保育園

一時預かり、延長保育、休日保育、
病後児保育も承ります！
定員100人→110人



● 児童発達 支援施設

療育室も備えた、
インクルーシブ保育です！



● 子育て 支援施設

テレワークブースも完備
オンライン相談も可能です！



保育所整備の基本的事項に加え、児童発達支援施設や子育て支援施設を一体的に整備し子育てサービスの向上を図ります。

3. 移管先法人候補者の提案内容

子育て・市民生活をより良くする 多機能社会福祉施設群

社会情勢の変化に対応した市民サービスの向上

社会福祉
市民利用

- ひきこもり支援センター
- 市民利用施設

オープンキッチン
ラウンジ
多目的室
ご利用いただけます！



防災機能
便利機能

- 屋上には、防災倉庫があります！
- 1階には、宅配ボックススペースがあります！
- 買物・クリーニングの受取代行(含冷蔵・冷凍品)もいたします！
- 桑名駅近く！桑名駅から徒歩5分！

自由提案として、社会福祉、市民利用、防災・便利機能を提案し、社会情勢の変化に対応した市民サービスの向上を図ります。

4. 公私連携型保育所制度の活用

< 民営化に対する懸念事項 >

- ① 保育の質が保たれるか、また保育士の入替の懸念
- ② 安定した事業運営継続の懸念

公私連携型保育所制度の活用

県内初

公私連携型保育所制度とは・・・

児童福祉法第56条の8に規定された制度であり、民営の認可保育所ではあるが、市の関与を明確にするとともに、市と民間事業者が連携して運営にあたっていく制度として構築された制度。県への届出必要。



5. 協定内容

名称及び所在地

◎名 称 桑名たいりん保育園(仮称)

◎所在地 桑名市駅元町10番地

開設年月日

◎令和8年4月1日

保育等に関する基本事項

- ◆一時預かり事業
- ◆延長保育事業
- ◆休日預かり事業
- ◆児童福祉法第48条の4第1項等に規定する保育情報の提供、相談及び助言
- ◆多様性を尊重するインクルーシブ保育

5. 協定内容

職員体制

業務の引継ぎを円滑かつ確実に実施し、保育の質を確保するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定めるところにより、市内の公立保育所において業務に従事している正規職員を派遣

必要な設備等の貸付け、譲渡 その他の協力に関する基本的事項

◎土地の貸付

桑名たいりん保育園(仮称)の所在する土地は、事業用定期借地権設定契約を締結し、無償で貸付

◎土地の貸付期間

厚生館保育所の再整備開始月の初日から、同日から起算して30年経過した年度の3月31日まで

5. 協定内容

協定の有効期間

協定締結日から、同日から起算して10年を経過した年度の3月31日まで

その他

- ◎**保育所の適切な運営のため、必要があると認めるときは立入検査を行う**
- ◎**保育所の保育及び運営等について協議するため、保護者、市、社会福祉法人明健福祉会の三者で組織する三者協議会を開催**